

指定管理者制度の概要

以前は、市の公の施設(体育施設、文化施設、社会福祉施設など住民福祉を増進する目的で設置された施設)の管理運営は、地方自治法により市の出資団体(外郭団体)、公共団体(土地改良区など)又は公共的団体(農協、生協、自治会、社会福祉協議会など)にしか委託することができなかった。これを「管理委託制度」という。

しかし、民間の効果的・効率的な手法を公の施設の管理運営にも活用することができるよう、平成15年9月2日に改正地方自治法が施行され、「管理委託制度」は「指定管理者制度」に移行することとされた。

「指定管理者制度」の導入により、今後は、民間事業者、NPO法人、ボランティア団体などにも公の施設の管理運営を行わせることが可能になった。この制度により、公の施設の管理運営を行わせるために市が指定した民間事業者等を「指定管理者」という。

以下、「指定管理者制度」の概要を、市の状況とともに整理する。

1 公の施設の範囲

住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設(地方自治法第24条第1項)であり、具体的には、次の5つの要件を満たすものと考えられている。

- (1) 住民の利用に供するためのもの(庁舎、試験研究機関などは、公の施設ではない。)
- (2) 当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの
- (3) 住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの(競馬場、競輪場などは、公の施設ではない。)
- (4) 地方公共団体が設けるもの
- (5) 施設であること(人的手段は、必ずしもその要素ではない。)

2 指定管理者制度の対象施設

個別の法律により公の施設の管理主体が限定され、かつ、国により一部の業務については指定管理者によることができるとされていない「学校」は指定管理者制度の対象外となるが、他の公の施設は指定管理者制度の対象となる。「道路」や「河川」も個別の法律により管理主体が限定されているものの、一部の業務については指定管理者によることができるとされている。

【米子市の公の施設の状況】

指定管理者制度の対象となる市の公の施設は、約210施設(道路、河川などは1施設として計算)ある。

3 指定管理者制度導入の目的

指定管理者制度は、従来の管理委託制度が公の施設の管理受託者から民間事業者を排除してきたことを、規制改革の一環として改め、導入されたものであるが、民間事業者

参入の主な目的は次のとおりである。

- (1) 民間事業者の手法により管理経費が縮減され、結果として地方公共団体が支出する経費が低減されること。
- (2) 民間事業者の発想により利用者に対するサービスが向上すること。

【米子市の制度への期待】

市の財政が危機的な状況にある中で、多数ある公の施設の管理経費の抑制は重要な課題となっており、指定管理者制度の導入により、公の施設における市民サービス水準の維持又は向上を図りつつ、管理経費の増加が抑制されることを期待している。

4 管理委託制度と指定管理者制度の違い

従来の管理委託制度と指定管理者制度の違いは、概ね次の表に示すとおりである。

| 区分 | 管理委託制度（従来） | 指定管理者制度 |
|-------------|---|---|
| 受託主体 | 公共団体、公共的団体、出資法人（2分の1以上出資等）に限定 | 法人その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可 |
| 法的性格 | 公法上の契約による管理の委託 | 指定管理者の指定（行政処分）による管理の代行 |
| 公の施設の管理権限 | 設置者たる地方公共団体が有する | 管理業務の範囲内で指定管理者が有する ※「管理業務の範囲」や「管理の基準」は条例で定める |
| 施設の使用許可 | 受託者にはできない ※使用許可申請書等の取次ぎは可能 | 指定管理者が行うことができる ※条例で定めることが必要 |
| 基本的な利用条件の設定 | 受託者にはできない | 条例で定めることを要し、原則として指定管理者にはできない。ただし、利用時間の変更や利用料金制度を採用する場合の利用料金の決定は、条例で指定管理者が行うことができることとすることが可能 |
| 受託期間 | 期間の限定はない | 期間を限定（指定管理者の指定の期間を定める） |
| 利用料金制度 | 条例で定めることにより採用することが可能 ※採用せず、地方自治法施行令に基づき収納委託することも可能 | |

《参考》利用料金制度とは

地方公共団体は、市の歳入として公の施設の使用者から使用料を徴収することが可能であるが、利用料金制度を採用すると、指定管理者は当該使用料の収納業務を行うだけでなく、これを利用料金として自らの収入とすることができる。

利用料金制度の採用により、指定管理者は経営に利用料金を直接反映することができるため、創意工夫の余地が広がり、また、市としては指定管理者の経営努力を促すものとなる。なお、利用料金制度は、指定管理者制度導入以前から存在したものである。

【米子市の制度適用状況】

米子市では平成18年度から47の施設に指定管理者制度を適用しており、現在は市の公の施設約210施設のうち61施設に適用している。

平成31年度から新たに制度を適用するものはないが、指定期間の満了に伴い、本年度新たに指定管理者を選定するものが2案件・2施設（米子市弓浜コミュニティー広場・米子国際会議場）ある。

| 既に指定管理者制度を適用しているもの（A） | 新たに指定管理者制度を適用するもの（B） | 指定管理者制度から除外するもの（C） | 合計 (A) + (B) - (C) |
|-----------------------|----------------------|--------------------|--------------------------|
| 61施設 | 0施設 | 0施設 | 61施設 |

5 指定管理者の指定の手続

地方自治法では、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ地方公共団体の議会の議決を経なければならないと規定しているものの、その他の指定の手続については条例の定めにて委ねており、地方公共団体ごとに若干の差異が見受けられる。

【米子市の指定の手続】

米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例に基づき、概ね次のような手続となる。

- (1) 指定管理者の候補者を公募（公募によらず、特定の法人等を候補者とする場合もある。）
- (2) 指定管理者の候補者を選定
 - ア 候補者案の内部方針決定
 - イ 指定管理者候補者選定委員会への諮問・同委員会からの答申
 - ウ 候補者の決定
- (3) 指定管理者の指定に係る議案の議決
- (4) 指定管理者の指定

平成30年度における指定管理者の指定に係るスケジュールは、別紙「指定管理者選定スケジュール」のとおりである。(⇒10頁)

6 指定管理者の選定のあり方

指定管理者の選定に当たって、地方自治法では、指定管理者の指定の手続を条例で定める旨の規定を設けているのみであるが、これに対する国の指針では、条例で定めるべき内容は指定の申請の方法や選定基準等であり、いわゆる公募を前提に複数の事業者に事業計画書を提出させることとし、また、選定する際の選定基準としては、例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいと、指定管理者の選定のあり方を示している。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。

【米子市の選定方法】

米子市公の施設の指定管理者の指定の手続等を定める条例に、概ね次のような選定方法を規定している。

ア 公募等

① 原則公募

市の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、指定管理者の指定を受けようとする法人等を公募しなければならない。

② 公募によらない指定管理者の候補者の選定

市の施設の設置の目的を効果的に達成するためには当該市の施設の管理を特定の法人等に行わせる必要があると認めるときは、公募によらないで、当該特定の法人等を当該市の施設の指定管理者の候補者として選定することができる。

イ 選定基準

市の施設の指定管理者の候補者は、次に掲げる基準によって審査し、選定するものとする。

- ① 事業計画書による施設の運営が、施設の利用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。
- ③ 法人等が、事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。

※ 上記に基づく具体的な選定基準は、別紙「指定管理者候補者選定基準・評定票【例】」(⇒11頁)を基本に、各施設の所管課で決定する。